

このように平安時代は居住域を中心とした前代までとは異なり、墓域や生産域となっている。その変化は9世紀以降、多賀城の城下に方格地割が形成され、その内部が人々の生活等の中心となったことが背景に考えられる。地割内では、東西大路沿いの区画に上級役人の邸宅があり、それより離れた区画に中・下級役人や庶民の住まいなどがあったとみられている（菅原・佐藤ほか1996）。それに対して、後述するように本調査区には方格地割が施行されず、この場所は地割外に位置するようになった。本来、外郭西門に近い微高地のこの場所は、前代に居住域であったように城下でも好適な立地にあったとみられる。しかし、方格地割の外側に位置するようになり、人々の生活等の中心も地割内となるにしたがい、その価値は相対的に低下したと考えられるのである。

ただし、そうした価値の低下を考慮しても、墓域や生産域が外郭西門の近くに存在したことは不可解である。また、西門はこの頃に掘立式から礎石式に建て替えられている（Ⅲ期→Ⅳ期）。現時点できれらの疑問に解釈はえていない。方格地割施行後の西門や、墓域や生産域が目前に広がりながら礎石式に建て替えられた西門の位置づけは今後の検討課題と思われる。

4. 多賀城下の墓域

100基を越える古代の墓跡は、県内では古川市新谷地北遺跡に例があるのみで珍しい。しかも、それは木棺墓を含むものであり、また、場所が国府多賀城下であることから国府の様相を伺ううえでも興味深い。この墓域についてはさらに検討することにする。

城下における立地：墓域が形成された9世紀後半頃、多賀城下の方格地割は東西方向にかなりの範囲に及ぶようになるが、南北の範囲は東西大路からそれぞれ2～3区分にすぎない。本調査区との関連では（第2図：3頁）、南側の砂押川を隔てた山王遺跡八幡地区には北3道路があり、地割が存在する。一方、本調査区では道路遺構は検出していない。両地区の間にある砂押川部分の状況は不明だが、八幡地区でも本調査区でも平安時代の砂押川は検出しておらず、本調査区南半の地形が南と西に低いこともふまると平安時代の砂押川は現在とほぼ同じ位置を流れていたと考えられる。

こうした状況から、道路による方格地割は砂押川の手前まで施行され、川を隔てた本調査区には及ぼされなかつたとみられる。そして、この場所には多くの墓壙が営まれた。墓壙は川に近い調査区南西部ほど濃密に分布する。この墓域は方格地割外の河原に形成された墓域といえる。

被葬者の性格：構造や副葬品を中心に、類例との比較も通じて検討する。構造と副葬品についてまとめるに、墓はすべて土葬墓であり、木棺墓と土壙墓がある。木棺墓は付近の木材を用い、釘等の接合具を使わずに現地で組み立てた簡便なものである。土壙墓には単に土をかけたもののに、遺体を編物等でくるむものがある可能性がある。副葬品がある墓は少なく、また、1基につき1・2点の土器がある程度である。在地の土師器・須恵器壺が主体だが、福島県会津大戸窯産の須恵器の壺類も2点ある。副葬品は木棺墓にある割合が比較的高く、土壙墓では低い。また、木棺墓では須恵器、土壙墓は土師器が主体で、年代はともに9世紀後半頃のものである。

木棺墓と土壙墓には構造と副葬品に量・質の違いがあり、木棺墓が土壙墓を上回っている。土葬墓全体が9世紀後半を中心とする頃という比較的狭い年代に営まれたことからすると、その違いは階層

差の反映と考えておきたい。その場合、副葬品の有無を含めて土葬墓には、a) 副葬品のある木棺墓、b) 副葬品のない木棺墓、c) 副葬品のある土壙墓、d) 副葬品のない土壙墓があり、a) が最も高く、d) が最も低い階層ということになる。

次に、同じ年代頃の類例をみてみる。木棺墓については、県内では仙台市原遺跡に釘状鉄製品の出土から、その可能性が指摘されるものが2基あるのみである（田中2002）。そのうち1基では土師器壺と刀子が少量副葬されている。県外では秋田県湯ノ沢F遺跡の40基の土壙墓が、基本的に木棺を使用したとみられている。しかし、その構造は残存状況が悪いため、あまり明らかではない。副葬品は土器、鉄刀、鉄鎌、刀子、馬具、帶金具、漆皮箱など豊富である。一方、畿内には木棺墓の類例が多くみられる（黒崎1980、海邊1999）。それらをみると、木棺墓は木炭・粘土・木枠組・石組で棺を覆う重厚な構造をもつものが比較的多く、多数の釘の出土から木棺自体もしっかりしたものとみられる。副葬品も質・量ともに豊富である。こうした木棺墓は島根県馬場遺跡、同県長峯遺跡、山口県岩淵遺跡、新潟県柿崎古墓（中川・仁木2001、岡崎1986、大村ほか2001、石川ほか2001）など、少数ではあるが地方にも散見し、馬場遺跡では社会・経済的に地位の高い人物を被葬者に想定している。

一方、土壙墓は質・量ともに副葬品が貧弱とされている（海邊1999）。県内や近県の例である古川市新谷地北遺跡、福島県兎喰遺跡をみると、副葬品は少なく、一般的な竪穴住居跡で出土する壺や僅かな鉄製品がある程度である。副葬品がないものも多い。兎喰遺跡ではこうした副葬品のあり方や近辺に官衙遺跡もないことから、被葬者を一般集落民とみている。

類例と比較すると、本遺跡の木棺墓は構造的に簡便なものであり、副葬品も貧弱である。副葬品のある木棺墓でも、その被葬者を馬場遺跡のような階層の高い人物とみるのは無理がある。また、先述のように本遺跡と同じ構造の木棺墓は青森県殿見遺跡にあり、そこでは木棺墓を含む土壙墓9基の副葬品の少なさから、木棺墓と副葬品の豊富な湯ノ沢F遺跡との比較を通じて、両遺跡の被葬者に階層の差を考えている。

殿見遺跡、湯ノ沢F遺跡ともに被葬者の具体的な階層は明示されていないが、本遺跡の土葬墓のあり方や副葬品の様相は殿見遺跡に類似しており、被葬者も同じ程度の階層と考えられる。そして、本遺跡や殿見遺跡の副葬品の様相は、被葬者を一般集落民とする兎喰遺跡の様相に最も近いと思われる。

以上のことから、本遺跡の場合、木棺墓と土葬墓、副葬品の有無や質によって被葬者間に多少の階層差は認められるが、全体的にはあまり高い階層は想定できない。本遺跡が国府多賀城下に立地する点を考慮すれば、被葬者は城下で都市生活を営むごく一般的な庶民が主体と考えられる。比較的階層が高いと思われる木棺墓や副葬品のあるものでも、国衙の雜任層やその係累程度の階層とみておきたい。

なお、平安時代、庶民にとって墓は必要不可欠ではなく、遺骸は放置・遺棄に近い状態だったとする見方もある。（田中1975・1978）。実際、平城京の東堀河や平城京の南に位置する稗田遺跡の河川跡では人骨が検出されており（奈良県教育委員会1977）、多賀城下でも道路側溝や河川跡で遺棄された可能性のある人骨が出土している（菅原・佐藤ほか1996）。しかし、京中の遺棄は身寄りのない病者や孤児、捨子など、容易に死滅する人々で、都市の下層住民から多く発生したとする指摘（西山1991）

があり、遺棄人骨はそうした人々のものと考えられる。庶民でも簡便な墓壙に副葬品もなく埋葬されたとする見方もあり（五十川1996）、東日本一帯に多く分布する火葬墓や土壙墓等（東日本埋蔵文化財研究会1995）の存在からも、通常の家族・集団生活をする庶民は墓を営んでいたと思われる。

多賀城下の墓域：墓域は方格地割外の河原に形成されたものであり、被葬者は城下で都市生活を営む庶民が主体とみられる。こうした墓域は、平城京や平安京など都城における庶民の墓域と類似する。都城の葬地の原則は京外であり（註4）、天皇以下貴族官人の葬地は丘陵地に、庶民の葬地は河原に営まれていた（五十川1996、金子1997、山田1994）。平安京では鴨川等の河原が庶民の葬地で、承和9年（892）に鴨河原が腐乱死体で溢れていた様子や貞觀年中（859～877）に箸売りの老父を鴨川の東に埋葬した事例が確認できる（註5）。貞觀13年（871）には桂川の河原周辺での無作為な耕作を禁止し、旧来通り庶民の葬送地とする太政官符が出されており、国家的な規制も行われていた（註6）。

平安時代の多賀城下については、都市計画の根本をなす方格地割が検出されたことから都城との類似性が認められ、近年では方格地割地域における地区構成や交通体系、都市祭祀空間の設定など都市の諸条件の検討によって、多賀城を古代地方都市と位置づける見方も示されている（平川1999）。本調査で検出した城下の墓域は、立地や被葬者の点で都城の墓域とよく似ており、都城と同じ構造をとるもの1つと考えられる。なお、城下では方格地割内でも墓跡を検出している（佐藤・佐藤ほか1997）。しかし、その数は少なく、また本調査によって墓域の存在も明らかになった。それらのことからみると、多賀城下でも都城と同じような墓域に関する規制が行われていた可能性もある。

5. まとめ

1. 本調査では掘立柱建物跡4棟、堅穴住居跡13軒、土器埋設遺構8基、土葬墓93基、溝跡62条、土壙57基のほか、多数の小溝状遺構を検出した。それらには古墳時代後期（7世紀）、奈良時代中葉～平安時代初頭（8世紀中・後葉）、平安時代（9・10世紀前半）のものがある。遺物は土師器・須恵器・赤焼土器を中心に、弥生土器、灰釉陶器、瓦、土・鉄・石・木製品が出土した。
2. 古墳時代後期には調査区東側の微高地に集落が営まれている。集落は堅穴住居、溝、土壙、畑（小溝状遺構）で構成されており、その配置や方向から自然地形に沿って営まれた集落とみられる。この時代、砂押川南側の自然堤防上には大規模な集落が営まれていたが、北側の丘陵麓にも集落があることが判明した。なお、遺物には東北北部系統の土師器や黒曜石製石器も含まれている。
3. 奈良時代中葉～平安時代初頭にも堅穴住居、溝、畑が営まれている。住居は、微高地上を逆「コ」字状に巡る溝で囲まれ、その外側には畑が広がる。遺構の方向は東側の丘陵上に造営された多賀城の規制を強く受けており、遺物も前代との連続性が薄いことから、古墳時代後期の集落廃絶後に多賀城の影響下で新たに成立した集落とみられる。
4. 9～10世紀前半頃の平安時代には土器埋設遺構や土葬墓、溝、畑が営まれており、墓域や生産域となっている。墓域は土器埋設遺構と木棺墓を含む100基を越える墓からなり、9世紀後半を中心とする頃に営まれている。多賀城下の方格地割外の河原に形成された墓域であり、平城京や平安京といった都城の京外の河原に営まれた庶民の墓域と類似している。